旭川市子ども・子育て審議会
へき地・季節保育所検討部会（第３回）議事録

１　日　時　　平成２９年４月２４日（月）１８：３０～２０：００
２　場　所　　旭川市第二庁舎　３階　健康相談室
３　出席委員　石本委員，柏木委員，斉藤委員，佐々木委員，佐藤委員，
　　芝木委員，那須委員，藤本委員，宮﨑委員
（欠席委員）なし
４　事務局　　子育て支援部こども育成課　飯森課長，金主幹
　　こども育成係　田上係長，鈴木主査，小久保，渡部
５　傍聴者　　０名
６　議事概要
【議事】
（１）前回の審議調査の修正部分について，資料「新旧表」に基づき説明
ア「１　へき地保育所及び季節保育所の見直しに至る経緯」の修正部分について説明
●　特に質疑など無し

イ「２　農山村地域の保育の在り方」の修正部分について説明
（委員）
「同年齢及び異年齢の集団の中で保育される環境を」とあるが「保育を受ける」等の表現の方が良いのではないか。
●　事務局にて，次回までに文言整理を行うこととする。

ウ「３　保育料の見直しの考え方」の修正部分について説明
（委員）
保育料の算定方法の確認だが，世帯というのはどこまでを考えればいいのか。例えば，祖父母と同居している場合の世帯の市民税の所得割額はどうなるのか。
（事務局）
今回の保育料の見直しでは，認可保育所等と同様の保育料の算定方法を用いることで検討している。認可保育所等の算定方法では「主宰者」という考え方があり，祖父母と同居している世帯でも，保護者に一定程度の収入があれば，保護者のみが主宰者になり，その主宰者の所得に応じた保育料となる。
（委員）
この項目に限ったものではないのだが，「へき地・季節保育所」という名称について，若干印象が悪い（さびしい感じがして良い印象ではない）ことから，保育料等の改正に合わせて，名称の変更を検討することはできないか。
（事務局）
この部会での答申を受けた後，利用者及び地域の理解を得た後に正式に条例改正となるが，その際，名称についても「地域保育所」等とすることを検討している。
●　名称の変更について，今後の条例改正で行うことを確認

（２）「４　統廃合の方針」について資料「新旧表」に基づき説明

ア「前文」について質疑

● 特に質疑など無し

イ「（１）存続又は統合されるへき地・季節保育所」について質疑

（委員）

「統廃合の検討の際には～存続させることとする。」とあるが，文言として「際には～を課題と（配慮）する。」等の文末の表現になるのではないか。修正が必要だと考える。

（委員）

「地域を広範囲で考えることにより生じるサービス低下については，そのサービスの低下を一定程度押さえられるよう検討することとする。」とあるが，具体的に低下するサービスとそれを抑える手法について何か案はあるのか。

（事務局）

現状考えられる事項としては，例えば，施設の統合を行った場合において「元々利用していた施設から遠くなってしまった」という利用者に対して，朝の時間帯にバス運行を行うといった方法を検討している。

（委員）

「現在のへき地・季節保育所が所在する地域で一定程度の地域を広範囲に考え，保育サービスを地域に存続させることとする」とあるが，この部分では各へき地・季節保育所の所在地に対して「エリア設定を行う」ということが重要であることから，「一定程度の地域を広範囲に考え」という部分等は必要ないのではないか。

（事務局）

ご意見のとおり，ここで重要なのは「エリア設定を行う」ことなので，次回までに修正・整理を行う

（委員）

事務局においてバス運行でのアクセスの確保を検討しているようであるが，へき地・季節保育所がある地域において，その地域の小学校等でバス運行を行っている地域はあるのか。

（事務局）

実際は「バス運行」といっても大型のタクシーによる送迎方法であるが，旭川第五小学校等では行っていることを把握している。

（委員）

ということは，その小学校等の児童と一緒に乗合いをするという案もあるということか。既存の手法と合致させた方が，費用的な部分も含めて効率が良いのではないか。

（事務局）

統廃合の際のエリア設定の考えを既存の小学校のバス運行の有無によって設定することは考えていない。未就学児童の乗車となれば保育士等の添乗が必要であるとも考えられることから，アクセスの確保についての具体的な方法については，今後，検討していきたい。

（委員）

バス運行を始めると，市が想定していなかった地域の住民からの利用希望があがってくる可能性があるので，検討の際は対象エリアについても考えた方が良いと考える。

（委員）

「地域の児童数が著しく少ない等の理由により」とあるが，「著しく少ない」というのは，「何人以下」という具体的な人数はあるのか。

（事務局）

具体的に「何人だから廃止する」といった考え方ではなく，地域との話合いでの中で理解を得ながらとなる。ただし，「２　農山村地域の保育の在り方」にもあるとおり，一定程度の子ども集団の形成ができる人数を確保することを前提としながらにはなる。

● 意見を踏まえて，事務局で修正・整理を行うこととする

ウ「（２）廃止するへき地・季節保育所」について質疑

（委員）

（１）存続又は統合されるへき地・季節保育所と（２）廃止するへき地・季節保育所の考え方についてであるが，地域の状況に応じて「（１）統合されることで廃止される施設」もあれば「（２）単純に廃止される施設もある」ということか。

（事務局）

そういった意味での記載内容である。

（委員）

例えば，第１回目の資料にある中心部から５ｋｍ圏内の施設が廃止の対象施設となるのか。

（事務局）

廃止する施設については，様々な要素を踏まえて検討を行う。

（委員）

当然，認可保育所等の入所の要件を満たしていることが前提であるが，既存のへき地・季節保育所の利用者が優先的に入所できる現状となっているのか。認可保育所等の入所を希望しているが，待機になったので市街地に近いへき地・季節保育所を利用しているという方では認可保育所等の入所は難しいのではないか。

（事務局）

認可保育所等の入所に係る利用調整において，入所の優先度に係る点数に加点を加えることを検討している。

（委員）

認可保育所等の入所を希望しているが，待機になったのでへき地・季節保育所を利用しているという方が何人いるか把握しているか。

（事務局）

平成２９年度の４月１日現在ではあるが，そういった利用者はいない。年度途中になると数名現れるのかもしれない。

（委員）

答申に係るものではないが，一意見として，認可保育所のような大きな施設ではなく，郊外の小規模な保育所を希望して利用している方もいるので，そういった保育所を残すということも考えていただきたい。

● 大きな変更内容はないが，全体の修正内容等を踏まえてまとめることとする。

エ「（３）公共施設との統合を検討するへき地・季節保育所」について質疑

（委員）

「公共施設」というのは小・中学校も含まれるのか。

（事務局）

検討する施設の一つである。

（委員）

例えば，現実的に「公共施設」と統合できない保育所はどうなるのか。

（事務局）

「単独施設を残さない」という考え方ではない。施設の状況によっては，単独で継続していく施設もありえる。

（委員）

文頭に「（１）へき地・季節保育所については」とあるが「（１）へき地・季節保育所の中には」とした方が誤解を与えないのではないか。

（委員）

「保育施設に固執している訳ではなく，保育サービスを維持する」といった考えが読み取りやすい表現にしてみてはどうか。公共施設との統合の結果，保育サービスも維持でき，さらに地域の活性化ができるとなれば非常に良いことだと考える。

● 意見を踏まえて，事務局で農山村地域における保育サービスの継続という観点から修正・整理を行うこととする

オ「（４）統廃合後のへき地・季節保育所の運営」について質疑

（委員）

「様々な手法」というのはどういったものを検討しているか。

（事務局）

例えば，今回のように「審議会の実施，地域との話合い，パブリックコメントの実施」といった手法で進めることで考えている。

（委員）

表題に「統廃合のへき地・季節保育所の運営」とあるが，将来においては今回決まった内容についても変更があるということが謳われている内容なので，表題について検討を願う。

（委員）

後段の部分であるが，この部分の市の考えを伺いたい。例えば，農山村地域の地域性や特色を生かした保育を行うと解釈しても良いのか。

（事務局）

統廃合の際には，農山村地域の保育サービスや子育て相談の役割を充実させていくという意味を込めて記載している。

（委員）

エリア設定の際に「この地域であれば，より農山村地域の地域性や特色を生かした保育が可能となるから，この地域の保育所を存続させる」という考え方があるとより良いと考えるが，その内容や考え方を議論するとなると，本部会の限られた時間では難しいのではないか。事務局で後段の部分がエリア設定の考え方とリンクされたものではないと解釈しているのであれば，この後段の記載は不要ではないか。

● 意見を踏まえて，次回までに事務局で修正・整理を行うこととする。

（閉会）